

## 随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	令和6年度名張市訪問家事援助サービス事業
2. 発注室	介護・高齢支援室
3. 契約日	令和6年4月1日
4. 契約期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
5. 契約金額	サービス提供1月当たり4,843円(消費税抜き)とし、基本回数(月4回)を超えてサービスを提供した場合は、1回当たり1,210円(消費税抜き)を追加する。
6. 契約相手方の名称	公益社団法人名張市シルバー人材センター
7. 契約理由	名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であり、選定基準に適合する唯一の者であったため。